

住まいる

安い掛金で大きな補償

火災 6,000万円 総合 4,000万円

新価特約(再建築価額)で加入できます。火災共済と総合共済で1棟最高1億円まで加入できます。

火災共済

1棟最高6,000万円まで加入できます。(家具類・農機具類を含めて)

地震もしくは噴火を原因とする火災によるときは、建物が半焼以上、家具類もしくは農機具類では80%以上のとき、加入金額の5%を支払います。お支払いする事故は①～⑨の事故です。

NOSAIの「火災共済」では、台風などの自然災害による損害は補償されません。

①火災



②落雷



③破裂・爆発



④建物の外部からの物体の落下・衝突、建物内部での車両又はその積載物の衝突又は接触



⑤他人の住居からの水漏れ



⑥盗難によるき損又は汚損



⑦騒じょう等に伴う破壊等



⑧消火活動による損害



⑨建物の専用水道管の凍結により生じた破損



ただし、1共済事故ごとに10万円を限度とします
※パッキングのみに生じた損害を除く

総合共済

1棟最高4,000万円まで加入できます。(家具類・農機具類を含めて)

地震、噴火、津波のとき(損害が建物の共済価額の5%以上、家具類及び農機具類では70%以上)には加入金額の50%まで支払います。お支払いする事故は①～⑬の事故です。

地震にも対応した保険です

①火災



②落雷



③破裂・爆発



④建物の外部からの物体の落下・衝突、建物内部での車両又はその積載物の衝突又は接触



⑤他人の住居からの水漏れ



⑥盗難によるき損又は汚損



⑦騒じょう等に伴う破壊等



⑧消火活動による損害



⑨建物の専用水道管の凍結により生じた破損



⑩地震・噴火・津波



※お支払い限度はご契約額の50%までです。

⑪風水害



⑫土砂崩れ・地すべり



⑬その他の自然災害



※水道管等の凍結による破裂等を除く

NOSAIの願いは「安心」です

建物共済の加入には加入資格が必要です。重要事項説明書にてご確認ください。

●岐阜県農業共済組合 ●全国農業共済協会 ●農林水産省

建物共済

総合共済の加入も

NOSAIの「火災共済」では、台風などの自然災害による損害は補償されません。自然災害・地震に備えて「総合共済」の加入もご検討ください。

安心への加入額の目安

●建物

木造

(防火を含む一般造)



坪40～74万円

鉄骨造

(耐火B)



坪46～85万円

コンクリート造

(耐火A)



坪56～104万円

1坪当たりの価額

建物の延面積(1坪=3.3㎡)

加入目安額

$$\boxed{\text{万円}} \times \boxed{\text{坪}} = \boxed{\text{万円}}$$

※他保険に加入のある場合には、目安額からその加入額を差し引いた額についてご加入いただけます。

●家具類

上:世帯人数 下:うち大人 人数	単身	2人		3人			4人				5人以上			
	—	1人	2人	1人	2人	3人	1人	2人	3人	4人	2人 以下	3人	4人	5人
住宅延面積 66㎡未満 (20坪未満)	860	930	1,030	960	1,060	1,310	1,070	1,100	1,460	1,590	1,170	1,500	1,700	1,870
66㎡以上 132㎡未満 (20坪以上40坪未満)	920	990	1,230	1,080	1,250	1,490	1,130	1,270	1,600	1,830	1,360	1,740	1,940	2,080
132㎡以上 231㎡未満 (40坪以上70坪未満)	1,120	1,190	1,340	1,260	1,410	1,730	1,330	1,480	1,840	2,020	1,550	1,940	2,160	2,370
231㎡以上 (70坪以上)	1,340	1,410	1,590	1,470	1,660	1,940	1,540	1,730	2,040	2,220	1,790	2,150	2,330	2,560

【例】

家族構成	5人家族	18歳以上3人
世帯主主婦	大人2人	2人
おばあちゃん	大人1人	1人
大学生(男子)	子供	
中学生(女子)	子供	

住宅面積:50坪

家具類再取得価額1,940万円

- ①住宅延面積は、居住の用に供する部分の延面積とする。
- ②大人とは18歳以上の世帯員をいう。ただし、学生を除く。
- ③大人人数が5人を超える場合は、大人1人につき220万円の加算を行う。
- ④住宅延面積が66㎡未満の単身世帯のうち、単身赴任者ならびに学生の一人暮らし等については、上記③における大人1人の加算額と同額(220万円)を世帯全体の家具類の再取得価額(基準価額)とすることができる。
- ⑤上記により算出した再取得価額(基準価額)は、世帯全体の家具類の標準的な評価額であるため、加入者の申告および実態確認等を踏まえ、必要に応じて標準価額帯(基準価額の±30%)の範囲内で算出することができる。



●農機具類

農機具類は収容中のものすべてが支払い対象ですので、合計金額までのご加入をお勧めします。

小農機具は、歩行用トラクター、バインダー、動噴、草刈機、クワ、カマ、カゴなど。※軽トラック、フォークリフト等は除きます。

火災共済の共済金のお支払いは

- 火災等の事故の場合(①～⑧の事故)
- 加入共済金額が共済価額の満額(80%以上)の場合
共済金=損害額(加入共済金額を限度とします)
- 加入共済金額が共済価額の80%未満の場合
共済金=損害額× $\frac{\text{加入共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$
(加入共済金額を限度とします)



総合共済の共済金のお支払いは

- 火災等の事故の場合(①～⑧の事故)
火災共済と同じです。
- 自然災害(地震等を除く)の事故の場合(⑪～⑬の事故)
損害額が1万円以上の場合 加入共済金額
共済金=(損害額-1万円)× $\frac{\text{加入共済金額}}{\text{共済価額}}$
- 地震・噴火・津波の事故の場合(⑩の事故)
損害割合が建物は5%以上、家具類及び農機具類は70%以上の場合
共済金=損害額× $\frac{\text{加入共済金額} \times 50\%}{\text{共済価額}}$

小損害実損てん補特約を選択した場合のお支払いは

火災共済および総合共済(加入期間は同一であるもの)の加入共済金額が1棟1,000万円以上の建物に付帯できます。(ただし、加算される掛金があります)

火災共済の共済金のお支払いは

- 火災等の事故の場合(①～⑧の事故)
共済金=損害額
ただし、損害額が30万円以下



総合共済の共済金のお支払いは

- 火災等の事故の場合(①～⑧の事故)
火災共済と同じです。
- 自然災害(地震等を除く)の事故の場合(⑪～⑬の事故)
共済金=損害額 ただし、損害額が1万円以上30万円以下
- 地震・噴火・津波の事故の場合(⑩の事故)
支払対象になりません。

加入のしかたでこんなに違う!

「加入共済金額」とは、ご契約金額をいいます。「共済価額」とは、建物等の価値をいいます。「再取得価額」とは、同じ程度のものを今建築(あるいは取得)するのに必要な金額をいいます。



落雷事故により、テレビと電話が破損。家具類損害額の合計が5万円の場合、共済金は?

損害額の合計が
5万円の場



電話損害額 2万円



テレビ損害額 3万円

- 家具類価額 **1,940万円** の場合 (5人家族の内、大人が3人、50坪の住宅の場合)

- 加入共済金額が共済価額の80%以上の場合
1,940万円加入の場合 共済金 **5万円** 共済金=損害額(加入共済金額を限度とします)
- 加入共済金額が共済価額の80%未満の場合
1,000万円加入の場合 共済金 **3.2万円** =損害額 **5万円** × $\frac{1,000万円}{1,940万円 \times 80\%}$
- 小損害実損てん補特約を選択した場合
1,000万円加入の場合 共済金 **5万円** =損害額 **5万円**

(ただし、損害額が30万円以下、棟ごとに共済金額1,000万円以上の加入(ただし、同一加入期間のもの)、加算される掛金があります。また、総合共済の場合は損害額1万円以上から支払対象となります。)

※家具類とは、家庭で使用する生活用具のことです。よって営業用什器等については、加入することができません。

家具類の例

テレビ・パソコン・電話・冷蔵庫・室内用ブースターなど電化製品や共通家具類および個人家具類

建物付属設備の例

電気・ガス・水道・エアコン・ボイラー・アンテナ・分配器・室外用ブースター・インターホンなどの付属設備

共済金に各種費用をプラスして補償します

1 残存物取片付け費用

火災共済①～⑧、総合共済①～⑧、⑪～⑬の事故で取り壊し、清掃等の費用に対しかかった費用を、共済金の10%を限度としてお支払いいたします。(実費の範囲内)

2 特別費用

火災共済①～⑧、総合共済①～⑧、⑪～⑬の事故で80%以上の損害となったとき、加入共済金額の10%(200万円限度)をお支払いいたします。

3 損害防止費用

火災等の事故で損害の防止・軽減に要した費用(消火薬剤詰替費用等)をお支払いいたします。

4 地震火災費用

火災共済では地震等を原因とする火災によって半焼以上(家具類・農機具類は80%以上)被害が生じたとき、加入共済金額の5%をお支払いいたします。

5 失火見舞費用

①・③の事故で加入者が火元となり、隣の家が類焼又は汚損を被ったとき、一世帯当たり50万円をお支払いいたします。ただし、加入共済金額の20%を限度とします。

6 水道管凍結修理費用共済金

水漏れを生じていない水道管の凍結損害が発生した場合、その修理費用の実費(1共済事故につき10万円が限度)をお支払いします。ただし、パッキングのみに生じた損害を除く。

新価特約 火災共済 総合共済

建物および家具類・農機具類を再建築・再取得するための費用を補償対象とするもの。

臨時費用担保特約 火災共済 総合共済

主契約約款で支払うこととしている各共済金に加え、共済事故によって共済目的に損害を受けた場合に、臨時に支出が想定される費用に対して支払い対象とするもの。給付割合は10%、20%、30%の中から選択、各々掛金が異なります。

費用共済金不担保特約 火災共済 総合共済

主契約約款で支払うこととしている各種費用共済金は問わず、損害共済金のみを支払い対象とするもの。

小損害実損てん補特約 火災共済 総合共済

損害額が30万円以下のてん補特約について、実際の損害額を補償します。ただし、棟ごとに共済金額1,000万円以上の加入(ただし、同一加入期間のもの)で、加算される掛金があります。

収容農産物補償特約 総合共済

納屋等の建物内に収容されている農産物(米・麦・大豆)を補償します。ただし、建物総合共済への加入が前提で総合共済対象となる事故により被害となった場合、実損額を補償する収容農産物(米・麦・大豆)が対象となります。損害額が1万円に満たない場合は対象となりません。また、特約加算額があります。

地震保険料控除 総合共済

「地震保険料控除制度」により、住宅を総合共済に加入すると地震部分の掛金が所得控除(50,000円限度)の対象となります。

事故発生の際には速やかにお近くのNOSAーまでご連絡をいただくとともに、共済金を早期にお受け取りいただく為、請求に必要な修理明細書(見積書)等については、事故発生後3週間程度を目途に提出をお願いします。

建物共済の掛金表(年額)

物件	建物の用途	構造	火災共済							総合共済					
			共済金額 1万円 当たり 掛金	加入共済金額						共済金額 1万円 当たり 掛金	加入共済金額				
				万円 1,000	万円 2,000	万円 3,000	万円 4,000	万円 5,000	万円 6,000		万円 1,000	万円 2,000	万円 3,000	万円 4,000	
普通物件	住宅 アパート 納屋 農作業場	一般造	円 6.7	円 6700	円 13,400	円 20,100	円 26,800	円 33,500	円 40,200	円 23.5	円 23,500	円 47,000	円 70,500	円 94,000	
		耐火造B	4.3	4,300	8,600	12,900	17,200	21,500	25,800	21.6	21,600	43,200	64,800	86,400	
		耐火造A	2.4	2,400	4,800	7,200	9,600	12,000	14,400	20.0	20,000	40,000	60,000	80,000	
特殊物件	一般	併用住宅 店舗 事務所 畜舎 寺院 民宿	一般造	11.6	11,600	23,200	34,800	46,400	58,000	69,600	27.5	27,500	55,000	82,500	110,000
		耐火造B	6.5	6,500	13,000	19,500	26,000	32,500	39,000	23.3	23,300	46,600	69,900	93,200	
		耐火造A	2.6	2,600	5,200	7,800	10,400	13,000	15,600	20.2	20,200	40,400	60,600	80,800	
	増割	食堂 飲食店 加工場	一般造	30.6	30,600	61,200	91,800	122,400	4,000万円までが 加入限度です		42.9	42,900	85,800	128,700	171,600
		加工場 製材所	一般造		30,600	61,200	2,300万円までが加入限度です			42,900		85,800	2,300万円までが 加入限度です		
	増割	食堂 飲食店 加工場 製材所	耐火造B	14.5	14,500	29,000	43,500	58,000	72,500	87,000	29.8	29,800	59,600	89,400	119,200
		耐火造A	4.6	4,600	9,200	13,800	18,400	23,000	27,600	21.8	21,800	43,600	65,400	87,200	
小損害実損てん補特約掛金			※加入金額 1棟 1,000万円以上の建物(同一加入期間のもの)に加算される掛金												
			780円							2,060円					
耐火造Aとは、鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造 耐火造Bとは、鉄骨造(柱・はり・小屋組・棟木・母屋が鉄骨で組み立てられた建物)で、外壁のすべてが不燃材料で造られたもの 一般造とは、耐火造A、耐火造Bに該当しないもの															

耐火造Aとは、鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造
耐火造Bとは、鉄骨造(柱・はり・小屋組・棟木・母屋が鉄骨で組み立てられた建物)で、外壁のすべてが不燃材料で造られたもの
一般造とは、耐火造A、耐火造Bに該当しないもの

※小損害実損てん補特約を選択した場合の掛金計算例(一般造りの場合)

●火災共済1,000万円に加入した場合

6,700円(火災共済)+780円(実損てん補)=7,480円

●総合共済1,000万円に加入した場合

23,500円(総合共済)+2,060円(実損てん補)=25,560円

●火災共済500万円、総合共済500万円、合計1,000万円に加入した場合

3,350円(火災共済)+11,750円(総合共済)+780円(火災共済の実損てん補)=15,880円

3,350円(火災共済)+11,750円(総合共済)+2,060円(総合共済の実損てん補)=17,160円

加入共済金額については万円単位で加入できます。

契約期間は掛金の払い込みを受けた日の午後4時から1年間となります。(継続加入の場合は期間満了の日の午後4時から1年間です。)

【口座振替のお願い】

NOSAIでは、共済掛金等の納入に安心・確実な口座振替を勧めています。口座振替の申し込みは簡単な手続きで、手数料もかかりません。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

【お知らせ】

このリーフレットは概要をご説明したものです。詳しくは別添の「重要事項説明書」をご覧ください。
また、お申し込みの際には「約款・重要事項説明書」を必ずご確認くださいませようをお願い致します。

NOSAIの建物共済についてのおたずねは

あなたの町のネットワーク

岐阜県農業共済組合

本 所 岐阜市次木348-1
TEL(058)270-0081

岐阜支所 岐阜市次木348-1
(岐阜県農業共済会館内)
TEL(058)201-0157

西濃支所 安八郡安八町南今ヶ淵607-1
TEL(0584)64-6667

中濃支所 関市栄町3-7-21
TEL(0575)22-1008

東濃支所 恵那市大井町1008-1
TEL(0573)25-8805

飛騨支所 高山市下岡本町2115
TEL(0577)35-0310

事故が発生したときは、速やかにご連絡ください。